

○伊東温泉観光・文化施設東海館条例

平成13年7月2日

伊東市条例第28号

(目的)

第1条 この条例は、昭和初期の温泉旅館の雰囲気を保存し、国内及び国外の観光客と市民がふれあい、活気ある観光・文化のまちづくりに資するための施設の設置及び管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
伊東温泉観光・文化施設東海館	伊東市東松原町12番10号

(事業)

第3条 伊東温泉観光・文化施設東海館（以下「東海館」という。）において行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 建物等の保存及び公開
- (2) 観光に関する情報の提供及び施設の活用
- (3) 伊東の温泉文化等に関する資料の展示
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理等)

第4条 東海館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 前項の指定は、伊東市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年伊東市条例第34号。第11条において「指定手續条例」という。）に定めるところによるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条に規定する事業に関する業務
- (2) 東海館の運営に関する業務
- (3) 東海館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) その他市長が必要と認める業務

(開館時間及び休館日)

第6条 東海館の開館時間及び休館日は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 開館時間 午前9時から午後9時まで

(2) 休館日 1月1日及び毎月第3火曜日。ただし、第3火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合は、その翌日とする。

(利用料金)

第7条 指定管理者は、別表により算出した額（以下「基本額」という。）に、次に掲げる額を加えた額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て東海館入館料及び各室利用料（以下「利用料金」という。）を定めるものとする。

(1) 基本額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率を乗じて得た額

(2) 前号により得た額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を乗じて得た額

2 東海館を利用しようとする者は、前項の利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

3 利用料金は、指定管理者の収入とするものとする。

(利用料金の減免)

第8条 指定管理者は、市長が別に定める基準に該当すると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(入館の制限)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒み、又は退館を命じることができる。

(1) 展示品等を損傷するおそれがあると認めるとき。

(2) 館内の秩序を乱し、又は入館者に迷惑をかけるおそれがあると認めるとき。

(3) その他管理上支障があると認めるとき。

(損害賠償の義務)

第10条 入館者は、東海館の建物、付属設備、展示品等を損傷し、又は滅失したときは、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

第 1 1 条 指定管理者は、指定手続条例第 1 3 条に規定する秘密保持義務を遵守しなければならない。

(委任)

第 1 2 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 1 3 年 7 月 2 6 日から施行する。

附 則 (平成 1 7 年 6 月 3 0 日伊東市条例第 4 2 号)

この条例は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条ただし書の改正規定及び第 6 条の改正規定中「一に」を「いずれかに」に、「認められるとき」を「認めるとき」に改める部分は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 1 8 年 3 月 2 9 日伊東市条例第 1 5 号)

この条例は、平成 1 8 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 5 年 1 2 月 1 9 日伊東市条例第 3 3 号)

この条例は、平成 2 6 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 7 月 7 日伊東市条例第 1 8 号)

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 7 条関係)

利用料金の基本額

区分		単位	金額
東海館入館料		1 人 1 回につき	5 0 0 円
各 室 利 用 料	浴場	1 人 1 回につき	1 , 0 0 0 円
	葵の間、蘭の間、菖蒲の間、桔梗の間、 牡丹の間、橘の間、五月の間、藤の間、 特別展示室、展示室及び会議室	1 室 1 時間当たり	1 , 0 0 0 円